

中央市有害鳥獣被害防止対策事業補助金

有害鳥獣による農作物被害や被害農地の遊休化を防ぐため、農業者が自ら行う電気柵等の有害鳥獣対策に係る経費の一部を補助します。

◆ 補助対象

市内の農地(市街化区域を除く。)を耕作する個人または法人

(耕作地が自己所有地でない場合は、農地法第3条許可または経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画により申請者が貸借権を設定していること。)

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助の対象にはなりません。

- ・住所または所在を有する市町村税及び中央市畑地かんがい用水地域給水栓使用料に滞納がある者
- ・暴力団員等である者
- ・農業を継続する意思がない者

◆ 補助額

自ら耕作を行う市内の農地において下表に掲げる鳥獣害対策を実施するための資材購入費の1/2を補助する。(設置に要する費用は対象となりません。)

ただし、補助上限額は下表のとおりとします。

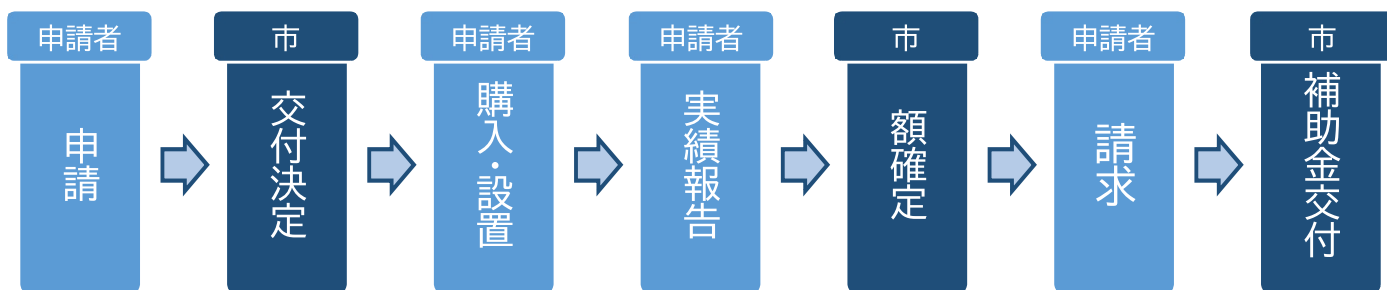
補助対象経費となる対策	補助上限額	
	認定農業者及び認定新規就農者	左記以外の農業者
A 電気柵・金属製柵・金網・トタン等	100,000円	50,000円
B 防鳥網	40,000円	20,000円

※年度内の申請は1回に限ります。(補助上限内であれば複数圃場への設置も可。)

また、AとBの対策を同一農地で実施する場合はそれぞれの経費を申請できます。

既に交付決定を受けたことのある農地に対する申請は、交付決定年度の翌年度から3年を経過しないと再申請できません。

◆ 補助金交付までの流れ



※交付決定前に購入・設置したものについては補助の対象とならないので注意してください。

◆ 必要書類

申請時に添付するもの	実績報告時に添付するもの
<input type="checkbox"/> 農地の位置図及び設置予定図 <input type="checkbox"/> 購入する資材の内容が確認できるもの(カタログなど) <input type="checkbox"/> 購入する資材の金額が確認できる見積書	<input type="checkbox"/> 購入した資材の領収書 (購入資材費の内容と支払金額が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 購入した資材の写真 <input type="checkbox"/> 設置前及び設置後の農地の写真
【認定農業者または認定新規就農者である場合】 <input type="checkbox"/> 認定されていることを証する書類の写し	
【貸借している農地に設置する場合】 <input type="checkbox"/> 農地所有者の同意書 (簡易に取り外せるものを除く)	
【居住地が中央市以外の個人の場合】 <input type="checkbox"/> 住民票の写し	
【居住地または所在地が中央市以外の場合】 <input type="checkbox"/> 居住または所在市町村が発行した市町村税の滞納がない証明書	
【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 法人登記全部事項証明書	

電気柵を設置する際には安全確保に十分注意してください。

電気柵は安全確保のための適切な措置を講ずることが必要となっています。感電事故を防止するため、農作物等の被害防止用の電気柵の設置にあたっては、次の事項を遵守するとともに、既に設置してある電気柵についても、定期的に点検を行うようお願いします。

電気柵用電源装置の使用 電気柵の電気を30ボルト以上の電源(コンセント用の交流100ボルト等)から供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用してください。

漏電遮断器の設置 人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のため、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断機を設置してください。

危険である旨の表示 電気柵(バッテリー等を電源とするものを含む)を設置する場合は、周囲の人が電気柵に触れないよう、容易にわかる位置や間隔、見えやすい文字等で危険表示をしてください。

<お問い合わせ>

〒409-3892 中央市臼井阿原 301 番地 1

中央市役所 産業建設部

産業課 農政担当 TEL 055-274-8561

